

第二十二回国会
衆議院
文教委員會議録
第七号

昭和三十年五月十三日(金曜日)

午前十四時四十分開議

出席委員

委員長 佐藤次郎君

委員 岩田 道太郎君

委員 坂田 道太郎君

委員 三宅 正一君

委員 永山 忠則君

委員 島上 善五郎君

委員 大西 正道君

委員 平田 ヒデ君

出席政府委員

文部事務次官 寺本 廣作君

文部事務官(初等中等教育局長) 緒方 信一君

文部事務官(大学学術局長) 稲田 清助君

運輸事務官(船員局長) 武田 元君

委員外の出席者

文部事務官(初等中等教育局長) 天城 勲君

運輸事務官(船員局長) 富田 正久君

専門員 石井 勲君

専門員 横田 重光君

五月十日

委員荒船清十郎君及び山中貞則君辞任につき、その補欠として仲川房次郎君及び池田勇人君が議長の名で委員に選任された。

同月十二日

委員大西正道君辞任につき、その補欠として竹谷源太郎君が議長の名で委員に選任された。

で委員に選任された。

同月十三日

委員竹谷源太郎君及び米田吉盛君辞任につき、その補欠として大西正道君及び北村徳太郎君が議長の名で委員に選任された。

同月十日(概説)

公立学校の危機打開に関する請願(木村文男君外三名紹介)(第四七一号)

同(廣瀬正雄君紹介)(第四七二号)

同(池田正之輔君外二名紹介)(第四七三三三三)

同(川崎秀二君外三名紹介)(第四七四四四四)

同(早川崇君外二名紹介)(第四七五五五五)

同(植木庚子郎君紹介)(第四七六六六六)

愛時運動促進に関する請願(成田知巳君紹介)(第五〇七号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

委員派遣承認申請に関する件

国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

学校教育に関する件

社会教育に関する件

教育制度に関する件

教育施設に関する件

文化財に関する件

紫雲丸沈没に関する件

〇佐藤委員長 これより会議を開き

国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題とし、前会に引続き質疑を行います。辻原弘市君。

〇辻原委員 設置法に關係いたしました、神戸の商船大学に付置されております海技専門学院の問題について文部省側の見解をただしておきたいと思ひますが、これは本年度の予算の中にも關係を持つ問題でありますので、この機会に運輸省側の意見を若干ただしておきたいと思ひます。

最初にお伺ひしたい点は、聞くところによれば神戸商船大学に併設されている海技専門学院を本年度の計画として神戸市に移転するというようなプランを進めていくようであるが、これは事実かどうか、それに伴う予算措置はどうなっているか、この点をまず聞いておきたいと思ひます。

〇武田政府委員 ただいまお話のございました神戸海技専門学院を神戸に移転をいたしまして、一部不足校舎を新営いたしたい。これがために必要な予算措置を講じております。この機会にその予算措置を講ずるに至りました経緯につきましてちょっと簡単に話申し上げたいのでございます。この海技専門学院と申しますのは既成船員の素質の向上と各階級の海技免状の持有者を確保する、いわば船員の需給調節のために設けられました運輸省所管の船員の再教育機関であります。この学院はこれまで神戸商船大学の施設を共用しまして、いわば同大学の校内で間借り生活をして参ったのでございます。

が、大学の学年進行に伴ひまして現在の校舎が非常に著しく狭隘になった、他に施設を求めなければならぬ状態に立ち至つたのでございますが、元来海技専門学院と商船大学というのは教育の目的と対象が違ふ、すなわち大学は高等学校を卒業した者を教育する、いわゆる新人教育であります、海技専門学院と申しますのは一たん海上に出て働いて来た人々を再教育するというので、教育の目的も違ひますし、また学生の年齢、経歴が非常に違ふわけでございます。そういうことで従来海技専門学院といたしましては同居、間借り生活をしておつたために教育の実施管理上いろいろな支障があつたわけであります。こういう点からも考えまして、現在神戸市に海技専門学院の学生、校舎の一部がございまして、教育はこれを利用してあります。深江と芦屋と二カ所に分れて教育をやつておつたのであります、この際神戸市の施設を全面的に活用して、同地に一部不足校舎を新営する予算措置を講ずることになったのであります。この措置は、地元の海技専門学院から要望がございまして、運輸省内に運輸大臣の諮問機関として船員教育審議会というのがある、この船員教育審議会に諮りましたところ、そういう措置を講ずるべきであるという答申もありましたので、それからその線に沿ひまして、ただいま申しましたような措置を講じた次第でございます。

〇辻原委員 今局長から分離新営に至つた経緯の話があつたわけでありま

が、その前に、これが昭和二十七年以降併設の形で神戸に設けられたその当時、国会におきましても、衆議院においては小委員会を構成し、参議院においても各党の間でいろいろな議論の結果、これは一応併設の形で神戸商船大学を設立するという決定を見ておつたのであります。ただその場合に、併設がいい、あるいはこの海技専門学院と神戸商船大学が別個に存在することが望ましいとか、そういう議論によつてこれは結果がついたものではなかつたのであります。当時の速記録なり、当時の経過を見ましても、衆参両院を通じての文部委員会の意向なり、野党の要望としては、これは海員に関する問題ではあるが、やはり船員を養成する教育機関の問題である、商船大学は文部省の所管として設立されるのであるから、でき得べくんばこの際、施設その他の便益の問題から申しても、あるいは養成機関を統一するという問題から申しても、将来にわたつてやはりこれを一本化して行くことが望ましいのではないか、こういう経緯があつて、そのことが当時、これは主として参議院で見出す場合の付帯的な要望事項になつておつた、こう私は了解してゐるのです。しかし、自來今日に至つて、そういう要望とは全く逆な、分離をして新営をするということになつた点については、われわれとしては、いささかふに落ちないものであります。というの、そういうふうな教育機関を一本化するということについて、文部

省としてどれだけの努力をやつてきたのかという点について疑念を持たざるを得ないからである。そこで、これは運輸省の局長にお伺いするというよりも運輸省全体として——こういう海員養成の問題について、現在文部省の所管と運輸省の所管に分れておるのです、今のあなたの御説明によると、何か本来教育と再教育と違いがあるから分離して、それぞれの所管によつてやつた方が望ましいという意見に聞こえるのですが、運輸省としては、そういうような意向であるのかどうか、一つその方針についてたゞしておきたい。

○武田政府委員 お話のございましたように、どちらも船員教育機関であるという事は共通性があるのでございすから、その共通性の上に立つて相互に緊密な協力をしていくという事はもちろん必要なことでございまして、この点につきましては、従来神戸商船大学、海技専門学院の間において十分緊密な協力をして参つたのでございす。ただ、最初に申し上げましたように、同じ船員教育機関ではありますけれども、教育目的が違ふ、また対象が違ふという点にかなりございまして、同じ船員教育機関であるが、その特殊性、自主性というものを相互に認め合つて、その認識の上に立つて相互に緊密な協力をしていくということが必要なのではないかと考えておるわけであります。分離いたしましたも、私どももいたしましては、深江と芦屋は従来通り教育するのには不便を来たさない程度の近接地であり、今後とも両校がお互いに自主性を尊重しながら十分相互協力ができると信じておる次第で、これがためには、文部省当局と十分協

議をいたしまして必要な措置を講じた、かように思つております。たとえば定員の問題、教材、備品の問題、あるいは教官の官舎の問題等いろいろございす、これらの問題につきましても、基本的な線については文部省と了解済みでございますが、今後なお細部につきまして十分協議を、また地元学院、大学の意向も取り入れまして、従来通り相互協力を確保したい、運輸省といたしましては、大学側の教育に御迷惑にならない、支障を来たさないよう十分打ち合せの上具体的措置を講じたい、さように考えております。

○辻原委員 今細部の点等については文部省と十分打ち合せをして万遺憾なきようにしたいという通り一べんの答へであります、これは文部省、運輸省という形でどう所管のあれをうまく調整していくかという問題よりも、すでに昨日の衆議院の本会議においても船員再教育の問題を大きく取り上げ、運輸省自体の責任問題も今後追及されるような段階にあるわけであります。従つてわれわれとしては、相当の国費を投じて、今喫緊の問題とされてゐる船員教育の問題について、最も効率的に、最もロスのないようにその成果をあげていくにはどうするかという観点でこの問題を取り上げて考えたいと思つております。一所管省の問題に限定してこの問題をお伺いしているのではないのであります。そのことをあらかじめ申し上げておきます。

を明示されている。とすれば、これは先ほど私が申し上げたように、ともかく所管は一応別であるけれども、実際の教育の場としては、一体の形で、できるだけの無相通するということなういう姿において今日までそれが続けられてきたわけであります。そこで、今までやつてきた学院の中で一体どういうような不便が起り、どういふうな欠陥が生じたために今急に相当の国費をかけてこれを分離しようというのか。その点については先ほど若干御説明があつたのですが、あなたの先ほど申し述べられたものではどうも了解がいかない。さつき著しく狭隘になつてきたという話があつた。そこで私はお伺いするのであります、現在本来教育に使用している校舎、これは大学の定員があることですから、三百なら三百の定員で、これ以上おそく急激にどうかして行くという事は、本来教育の部面ではあり得ないだろうと私は判断する。そこで問題となるのは、あなたの方の所管でやつておられるところの船員再教育の問題であります、そのうした場合に、現在の深江における使用校舎はどの程度狭隘になる見込みであるのか、それと最近あなたの方でやつておられる海技専門学院の再教育の定員状況は一体設立以来どういふうな傾向を示しているか、あなたの御説によれば非常に狭隘になつたからというお話でありましたが、二十七年以降漸次就学人員が増大していなければならぬと思うが、そういう傾向があるのかどうか、この点をまずお聞かせ願ひたい。

今のお話によれば、やはり船員教育については再教育と本来教育とを問はず、やはり有無相通して一体的運営のことができることが最も望ましいという方針

収容してやるのと、私の聞く範囲によると、もう一つ通信教育、いわゆるスクーリング、面接教育というものがあつた。その時期に行われてゐる。そういう場合の臨時的な収容定員の問題も事足りてゐるかどうかということも検討されなければならぬと思うのだが、それとも非常に最近激増するやうな傾向にあるのか、その二点について、お聞かせ願ひたい。

○武田政府委員 校舎の問題でございますが、現在大学の施設を借りておりますが、坪数は……

か、減つております。申し上げますと非常に減つております。こういうところにもいわゆる運輸省の、何と云うか、船員再教育についての何らかの方向を示唆してゐるのではないかと実はひがんで見ます。しかしこれは職後急速に船を失つて、いわゆる高等船員が散らばつてくる。そのために再教育をしなければならぬ数が多かつた。しかしだんだん落ちついて、ある程度船ができてきた。そうして船に乗る人が確保されてきた。従つて再教育の数が減つたと言われるかもしれませんが、しかし、今後どう考えても資質向上のための再教育を固期的にやるという以外には、急激に一般の現職として増員してくる傾向はないと思ふ。とすればあなたのお話のように四年制の完成年度に至つて大学の本来教育において非常に教室が狭隘になつてくる。とすればこれは文部省、大学自体の問題ではないですか。そこで船田局長に伺ひますが、今まで運輸省としては遠慮されてゐるわけですか。いわゆる大学の、文部省所管の方で非常に人員がふくれてきて狭くなりやうなので、私の方は御遠慮しなうといふ見解らしい。そういうことになれば、当然それ以前に、あなたの方で狭くなることについての何らかの措置を必要とするが、その措置について、何らか御相談がありましたか。狭くなつたので校舎を増築してもらふとか、ないしは運輸省側とかけ合つてもらつて、大学の意向として、この際どこか海技専門学院の方を移してもらふか、遠慮してくれという要求が大学の方からあつたのか、この点を伺つておきたいと思ひます。

○武田政府委員 二十七年以降、海技専門学院の方の定員は増減ございませぬ。ただ大学側の方が学年進行で逐次学生定員が増加して参つて、本三十年度になりまると、大学は四年制になりまして百五十名さらにふえるということ、そういうことになりましたと、大学側に今まで借りておりました施設を、大学側としても利用しなくてはいかぬといったやうな状況に立ち至つておるわけであります。

○辻原委員 大学側の話は文部省に伺ひます。あなたの方の先ほどの説明によつて、海技専門学院の使用すべき校舎が著しく狭隘になつたという説明があつた。そこで狭くなつたという限り、あなたの方の収容定員が増大してこなければあなたの方の分離すべき理由が生まれないと私は申し上げてゐる。今のお話によると増大してゐない。これは遠慮してお話にならなかつたのですか。増大してゐないどころ

○稲田政府委員 格別その点について打ち合せはなかったと思います。われわれとしては、ただいま船員局長が話しになりまして、教育運営の点からみて一緒に置くのが望ましいか、離れた方がよいかという問題と、運輸省側でやっている再教育が深江市と二カ所に分れている点が非常に不便であるという点に重点があると思えます。一応現在の財政状況、施設状況よりあそこで当分の間再教育をやるということで出発したから、できる見込みでできたのであります。ただあそこを再教育だけで使ってきたのを大学と両方になったから、再教育をやられる上において教室が狭いと思われるのもうともだと思えます。ですからこれはものの方ですが、当初の計画がずさんで途中で破綻を来したのかという御質問であれば、必ずしもそうではないかということをお答え申し上げたいと思います。

○辻原委員 今の文部省のお答えも、どうでもいいというように受け取れる。分離してもいいけれども、従来通りやっていっていいけないことはない。問題は、二千三百六十万という相当額の予算を計上して、特に昨今官庁あるいは学校等の新築、新営造等については相当窮乏な目にあっているわけですから、この間同じような問題で、学芸大学昇格の問題に至って、その必要性は認めるけれども、予算の問題でとてもそういうことは実現することはできない。必要とあれば二千三百万からうがあるいは三千万、一億かかろうが、国としては当然これはやらなければならぬ。さような予算はわれわれと

ても絶対こぼむものではないわけですね。ただ一体さまでの必要があるかどうか、そうした方がより効果があるかどうかという点に立つて考えた場合、十分その理由についてわれわれは究明する責任があると思えます。先ほど第一にあげられた狭隘であるという理由については、今文部省の見解をたしめても、何らそういう一つの緊急性を持つ要求、要望がなかった。とすればあなたの方では増員の見込みがない。しかしそうなるだろうという判断に基いて新築、新営造されるというけれども、本来要求しなければならぬ大学側の文部省側も、何らその点についてはかくかくの方針でやってもいいということを明示していないわけだ。そうすると狭隘であるという理由についてはいささかそれが薄弱のように見受けると同時に、これは必要によつては現地を見なければ的確なことはわかりませんけれども、ただ当初の出来から今日までの経過を見まして、全然現在の大学の中に余力ある施設がないとは申せない。その点についてはこまかい点は私は省きますけれども、従って狭いから分離するのだという理由については全然了解できません。第二の教育目的が異なるからこの再教育機関は海技専門学院が分離すべきものと判断する、こういうことは出発の当時から問題になったことなのだ。教育目的が異なるがゆえに、本来教育と再教育の違いからこれを別個にやっていくとすれば、思想統一の上からいっても出発当時から明確にしておかなければならなかった問題で、これを明確にしていなかったとなれば、運輸当局も文部当局もまことにその設立当時怠慢で

あったということですね。それとも一つは、全国各所に設置されているところのこの養成機関は全部その方針でやられるのかやられないのか、この点もついては伺っておきたい。東京にも商船大学があるはずだ。東京における商船大学の海技専門学院というこの再教育機関は、現在商船大学の付属機関として存在しているではありませんか。これも分離するのですが、これも養成目的が違ふから、神戸商船大学と同じように分離すべきが至当であると運輸省は判断されている。そうすると、これは分離されて文部省から独立させなければならぬという問題が発生するが、これは一体どうなのか、この点を伺っておきたい。

○武田政府委員 私どもは先ほど申し上げましたように、一時的な理由と再教育の特殊性と海運の現状から考えまして、海難事故の防止と、運輸能力の増進のために、再教育に力を入れていきたいという考えで進んで参つておるのであります。今後新人教育機関は分離する方針であるかどうかという御指摘でございますが、私の方の所管しております再教育機関といたしましては、海技専門学院が全国でただ一つの機関でございます。東京の海務学院のことについては、これは文部省の所管でございますので、詳しく存じませんが、私の伺っております範囲では、海技専門学院といささか性格を異にするものである、大学院的な存在である、と承知いたしております。

○稲田政府委員 非常に質が違ふのであります。一べん職場についていた人がいないわけでもないのではありませんが、神戸でおやりになるのは、運輸省が船主協会その他と相談して、現に就航しておられます船員を集めている。東京でやっておりますのは、どっちかというところから研究のためにやりたいという人が入って参りますので、そうした意図的に計画的に集めてやるという方法とは非常に違ふのであります。

○辻原委員 私はそういう議論が形式的にみれば出てくると思うのです。だから最初に申し上げておる。その所管によつて同じ教育系統の中分野を分けて、そしてけつこうだという考え方は、こういう際に持つてもらいたくない。学問的に蘊奥をきわめていこうが、これを技術的に追究していこうが、要するに船員教育である。一度船員の実務に關係されて、さらに東京の海務学院に入つてこられる人も、これはやはりひとしく再教育の範疇に入ら、また多少その目的が違ふというところにおいて、文部省の所管になったり、運輸省の所管になっておるけれども、しかしそれは必ずしもそういうふうに分けなくてもこれはやれる問題なんです。だから神戸の海技専門学院という問題についても、同じようにその中で学問の蘊奥をきわめてもいい。所管が運輸省にあるから技術が主なんだということはおかしいのです。しかしその問題はこれは形式的に申していきますと、あなたの方の説もそれは一理の申し上げかもしれませんが、これ以上それは比較的年の若い商船大学の方の

けて別の所へ持つていかなければならぬという理論にまでは発展する理由がない。教育目的が多少違ふんだから、一応これは学問の蘊奥をきわめる本来の教育、それと同時にそれに付置されるところの養成機関については、これは文部省の所管にゆだねましよう。しかし主として技術面、再教育の臨時的な海員養成をやるんだから、これは運輸省がその面については所管していきましよう。こういうお考え方までは私は一応わかるのです。しかしそこから先、目的が違ふのだから別の所へ移してやらなければならぬという理由にはならないというのを申し上げる。なぜならば、あなたも先ほど言われたように、できる限り施設その他はともかく戦後十年まだまだ不十分で貧弱な日本ですから、何とか有無相通じてやるような形に持つていかなければならぬということをおっしゃられておる。だから目的が違つても、施設を共用するとか、あるいはできるだけ空いている校舎を使う。同じように海員教育であるならば、その方が便利だということでは常識的に言えるわけです。従つて目的が違ふから、この際分けて別のところをにそれを設置しなければならぬということにはこれまたどうも合点がいきません。

それからもう一つは、年令構成が非常に異なるから、それで分けた方がよろしいんだというお話です。これもちよつとどうですか。そうすると各所に付置研究機関があるはずで、運輸省だってここだけじゃないでしょう。そういう場合に年令構成の違ふということ、それは生活環境が違ふこと、それは比較的年の若い商船大学の方の

生徒に悪影響を与えてはいかぬとか、あるいは指導の方針が多少違ってくるからという教育的意味からだろうと思ひます。そうすると東京の場合だって同じことが言えるでしょう。もう二十七年から四年近くやってきたのですから、ある程度の弊害が具体的に生れてこなければならぬと思うのですが、そういうこともあまり聞きません。また教育機関は必ずしも船員養成のみならず、その他いろいろな教育機関があります。大学でもその通り、大学にもいろいろの研究科を設けて、そしてどんな再教育の形でやっておる。その場合にも年令構成が違ふから支障があるんだと言へば、若干の問題はあるかもしれないが、しかしとりたててそれが分離する一つの理由になるほどの弊害をもたらしておるようには私は思つていないのですが、その点どうでしょう。

○武田政府委員 私の方はその点につきましては、先に申し上げた通りの見解を持っておるのです。もう一つ申し上げたいのは、現在芦屋に寮と校舎の一部がございます。それでそこから深江の方に学生が通学しておるのです。非常に不便であつたわけなんです、御承知のように船員教育というものは、寮生活というものが学校における教育の一部をなしておるものですが、教育を徹底するためには一方所に寮と校舎と事務所と庁舎を一括して確保することがどうしても必要じゃないかと考えるわけでありまして。

今度具体的に一つ話をしたいのです。なぜ芦屋に持つていったのです。寮があるから持つていったのですか。私は例を申し上げますが、現在深江の方で大学と学院の方と使つておる比率を見ましても、むしろ学院の方が相当量深江の教室も使つておる。そこが実際の教育では主体になつておるよう思う。もう一つはあなたの言われるように、日常起居するところと勉強するところがなるべく近づけた方が教育上も便利だし、生活にも便利だということになる。それならば寮のあるところが常就学してゐるところに持つていく方がいいか、これは二つの意見が出る。その場合に寮のある芦屋へ持つていったというのはいかぬか。もしくは現在の深江にそういう不足を告げる校舎施設等について拡充をする余地が全然ないのかどうか、この点を一つ聞いておきたいと思ひます。

○武田政府委員 たまたま学生寮と校舎の一部、現在利用しておる施設を学舎から距離的の關係を見ましても、深江と芦屋では約二キロ程度で、電車でも参りますと十五分程度の地域でございまして、今後大学が協力をする上においてもさしたる不便を來さない適當な地であると考へまして、芦屋へ移転する方針に定めたわけでございまして。

○辻原委員 電車で十五分ばかりで行けるなら別だ。寮が離れておつてもさしつかえないじゃないですか。どうですか。近いから有無相通することができるとあなたが言われるならば、学校の教室その他の施設についても多

少の交流を考へられ、共同利用も考へておられるのだと思ふ。そういうことで共同利用をする場合に、通つて來なかつたらぬ、あるいは借りなかつたらぬ、そういうことの不便さより、むしろ寮から毎日通学し、帰る、この程度の不便を申しんばうすることの方が普通じゃないでしょうか。僕はそう思うのですが、寮を一緒にくつつけてそこに学校を建てるが、やはり深江の商船大学の方とも有無相通する教育をやらなければならぬし、施設も多少利用させてもらわなければならぬとあなたに言われる。そうすると結局勉強するために通つて來なかつたらぬ。

それならば芦屋の寮から深江に通われる方がむしろ自然として、私生活というものと学校生活というものがある点で切り離されて、その方が、特に船員の再教育なんですから、あなたの言われるように年令も相當高い人なんですから、学校ではいゝゆる大人ですね。それに集團的教育をなすというのにも、年令構成の上から考慮を払ふ必要があるとするならば、学校と私生活を離しておく方がいいのじゃないでしょうか。どうでしょう。

○武田政府委員 ただいまあるのは寮だけのようによし上げたかもしれませんが、寮のみならず、校舎の一部も芦屋にございまして、そこでも一部教育を実施しております。やはり校舎と寮と庁舎というものが一体でなければ教育実施上どうもうまくいかないのじゃないか。どうしても同一地域に一体的に施設を確保することが必要じゃないかと考へておるわけでございまして。

○辻原委員 そこであなたは、教室を現在芦屋の方で使つておる、寮の方の

問題は大了なことじゃないというふうな意見が變つてきたわけですが、教室は現在芦屋の方で使つておる。だからいっせ教室のあるところに持つてき方が便利だ、こう言われるのです。ところが最近の学院の収容定員を見ると二十七年から激減してあります。昭和二十九年の百六十八名、三十九年が百五十四名、こう減つてきています。二十七年に對比すれば二百六十九名、年次ずつと減つてきておる。百五十四名を収容するのです。そうすると本来の大学校舎に余力がないかというのと、二教室あいていますよ。現在芦屋でやつてゐるいゝゆる修学を深江に移しても、私は収容できるのじゃないかと思ふ。全然一ぱいで、はみ出て、どつかの小学校でも借りて、特別な施設を借りてやらなければならぬというなら別だけれども、これを入れて狭隘になりますか。

○富田説明員 その点に關しましては、多少定員の波はございしますが、クラス建が非常に多いのでございまして、たとい百五十とか二百とかいゝましても、これは一人一坪でいいとか、半坪でいいとかいゝうなで計算教室の坪数が出るのではありません。で、クラスが十二クラスになつておりますから、どうしても人数だけでクラス定数を計算できないのであります。

○辻原委員 しかしそれは現在やつてゐる教育の中で深江で使つてゐる部分が大体折半、ないしあなたの方が少しよけい使われてゐる程度のものでしよう、そうじゃないですか。そこでかりにそれはあなたの論に従ひましよう。確かに数だけでもつて一教室あればいいとか、二教室あればいいとかい

うことは言えないのですけれども、しかし大部分は現在深江で持つてゐる大学の校舎の中の相當部分を使つてゐる。その中のごく一部分だけが現在芦屋でやられてゐる。しかもその大学校舎の中で、まだどの程度充足できるかは、あなたの方が専門的に詳しいから、しかしともかく収容できる場所がある。だからかりにそれを持つてきて、ここへ収容せしめたとするならば、その不足分というのは、よしあつたとしてもきつめて小部分だと私は思ふ。とするならば、あえて新築造営に二千数百万の予算をもつてやらなければならぬというその根本理由は一切何なのか。もし有無相通することが必要であり、しかも多少不足を告げているといふことならば、ここで何も文部省あるいは運輸省とくだわらなくてもいい、大学もくだわらなくてもいい、学院の施設として新しくその不足分だけの教室施設というものを増築すれば事足りるのじゃないか。なおそのために、これは特別な教育施設が必要とあらば、それに重点を置いてうんと金をかければよろしいのじゃないか、こう私は判断する。あまり時間をとりますから、これ以上申し上げませんけれども、さらに特にあなたの方で常日ごろ強調されてゐるに、一般教育とは違つたこゝう技術専門教育なんですから、いわゆる特殊な施設があるとならば、商船大学あるいは海技専門学院という性格から見て、やはりできる限り海に接近して港灣施設等を十分利用できるところがぜひ必要なんです。芦屋と深江は十五分で行けるからといへばそ

れまでの話だけれども、より近いとい
うことが条件であるならば、むしろ深
江の方であつていいじゃないかという
ことが私は言えると思う。それともう
一つは、深江の方に、かりにそういう
ふうな増築の場合でも余力がないなら
ばいざ知らず、私が調べた範囲によ
ると、現在深江にも相当坪数があるの
じゃないか。あなたの方の新築造営を
やる計画は、建設省の官庁営繕の予算
からひっくり返してみますと、約四百
坪の計画を持つておる。ところが現在
深江には僅に一千坪に近いあき地が
あるじゃないですか。おそらくそこに相
当の増築造営計画を進められても何ら
支障を来さない、しかも海に近い、
同時に教育が一体的にやれる絶好の条
件を備えておりながら、多額の予算を
かけてこれをあえて分離しなければなら
ぬということ、どうも今までの御
説明では、私としてはちよつと了解が
いきません。しかしあまりこまかい問
題について申し上げておきますと、他
の質問もありますから、私はきょうは
これで打ち切りますけれども、しかし
もう少し現地に当たつても克明な調査を
して、その上で——決してこれはあなた
方を責めておるのじゃないとせん。今
非常に叫ばれてゐる船舶教育を一体的
にして、十分その効果を上げる金があ
るならば、その金をどんどん有効に使
つてもらいたい。二千数百万あれば練
習船の一隻くらいでできると思う。さら
に施設が必要であればその金を充當す
る。そのかわり校舎施設というような
ものは有無相通じて、商船大学、海技
専門学院、こういうものが交互に交流
して使えるならば、できるだけそうし
てもらいたい。そうしておいて、現在

商船大学にも持つていない、同時に専
門学院にも持つていないいろいろな実
習施設、こういうものをどんどんつく
つてもらつて、紫雲丸事件のようなも
のを起さないでもらいたいということ
を申し上げておきたい。本日は私はこ
れでとめておきます。

○佐藤委員長 それに關連いたしまし
て野原君。

○野原(麗)委員 關連いたしまして私
も質問いたしたいと思ひますが、同時
にたゞいまは国立学校設置法について
の質疑であると思ひますから、この
点についても伺ひたいと思ひます。

○野原(麗)委員 關連いたしまして私
も質問いたしたいと思ひますが、同時
にたゞいまは国立学校設置法について
の質疑であると思ひますから、この
点についても伺ひたいと思ひます。

まず第一に尋ねたいことは、文部省
の所轄外の学校というものは一体どの
くらいあるか。たゞいま同僚の辻原君
がお尋ねいたしておられます運輸省關
係だけでも四つないし五つあるように私
は思ふのでございしますが、これは文部
當局に質問をいたします。学校とい
うものは文部省が所轄しておるものだ
と思つておつたところが、聞いてみま
すと文部省所轄外がずいぶんたくさんあ
るようです。従つてそういうような学
校はどのくらいあるのか、どの省には
こういうものがあるかということをお示
し願ひたい。

○稲田政府委員 学校とおつしやいま
すと、非常に広範囲な御質問でありま
す、その全般についてはむろん調査
をしないとお答えしにくいのでありま
すけれども、今論議になつておりまし
たようないわゆる高等教育機關であり
ますと、私の記憶いたしますところは
は、保安大学校、海上保安大学校、地
方自治大学校及び警察大学校、これだ
けでございます。

○野原(麗)委員 これは一体文部省の
所轄外の学校というものは一体どの
くらいあるか。たゞいま同僚の辻原君
がお尋ねいたしておられます運輸省關
係だけでも四つないし五つあるように私
は思ふのでございしますが、これは文部
當局に質問をいたします。学校とい
うものは文部省が所轄しておるものだ
と思つておつたところが、聞いてみま
すと文部省所轄外がずいぶんたくさんあ
るようです。従つてそういうような学
校はどのくらいあるのか、どの省には
こういうものがあるかということをお示
し願ひたい。

○野原(麗)委員 關連いたしまして私
も質問いたしたいと思ひますが、同時
にたゞいまは国立学校設置法について
の質疑であると思ひますから、この
点についても伺ひたいと思ひます。

○稲田政府委員 先ほどは正確にお答
えしなかつたのでありますけれども、
学校と申しますと、これは文部省所
管のものに限るのでございします。御
質問はおそらくそうでなく、学校類似
のものという御質問だと拝承してお
しておるのであります。その意味にお
いては学校ではないのであります。

○野原(麗)委員 厳密に私どもが学校
という場合には、これは学校教育法に
規定された学校であるということ、私
どもも承知いたしております。それは私
ども省の所轄である。ところが問題は、辻
原君が質問いたしましたように、学校
の類似のもので事実学校教育をやつて
おるのです。たとえば自治庁の自治大
学にいたしまして、それからたゞいま
ま問題になつております運輸省の海技
専門学院にしても、海員学校にして
も、航空大学校にしても、学校教育を
やはりやつておる。ところがせっかく
法律を私どもはこしらへて、学校とは
これこれのものと規定しておきなが
ら、実はその法を破るようなことが他

の省において行われておるのです。一
体こういうことは今日の学校教育の体
系の上から見てもおもしろくないと私
は思ふのですが、これに對する文部當
局の見解を承りたい。

○稲田政府委員 基本的に申しま
す、大体こういうことであらうと思
ひます。多くのいわゆる他省所管の学校
類似施設というものは、再教育の施
設でございします。再教育につきま
しては、身分を握りあるいは身分に非常
に緊密な關係を持つております官庁が所
轄して運営するのが便利である、こ
ういふような次第で、たとえば警察大
校であるとか自治大学校であるとい
ふような教育施設が存在するのだらう
と思ひます。あるいは直接非常に緊密な
關係を持つての計画養成であります。
そこを出る者が一般社会に散ずるので
なくて、特定の計画のもとに特定に就
職せしめるという点に非常に密接であ
ります養成である場合には他省所管に
なり、それ以外の場合で、一般に機会
均等に学生を集めて、卒業生をまた一
般に自由に選職、進学せしめるとい
うのが文部省所管になる、多く考えれば
こういうことだと思ひます。

○野原(麗)委員 一般的に言つて、各
省が再教育をするところが各省所管の
学校類似のものである、こうあなたは
申されまうけれども、農林省の水産講
習所といふのは再教育だけでなしに基
礎教育をやつておるやうに私は承知す
るのでございします。そうなると思ひ
ます、いかがですか。

○稲田政府委員 沿革的問題でござ
いまして、御承知のように水産講習所
に二つございしましたが、一つは文部省

所管になつて水産大学となつたのであ
ります。第二水産講習所はまだ旧制の
まま自分の開存統するといふ状態で今
日に來たつております。これにつきま
しても、当事者には文部省所管になつ
て大学になりたいという意向もござ
います。この問題については目下水
産庁當局と話し合ひ中でございます。

○野原(麗)委員 農林省の水産講習所
一つを突つてみておるやうなよう
に問題が出てきた。私はあなた方がお
そらくきょう答弁をしないかも知ら
ぬと思つたから調査をした。これをみ
な突つてきまして一時間や二時間はか
かりまして、他の諸君に迷惑をかけて
もいけませんからほつと尋ねたい
と思ひますが、学校とはこれだといふこと
で文部省がほんとうに一つの教育体系
で統轄してやろうといふときに、こ
ういふ学校類似のものといふやうな逃げ
方を各省に許しておいていいかどう
か、私は大きな疑問を持つてゐます。一
体こういう点について文部省は検討し
たことがあるのかないのか。私は文部
大臣がおれば大臣の所信をこゝで伺
たいと思ふのでございしますけれども、
こういうものをいつまでも野放しに、
各省勝手にやりなさい、あなたのとこ
ろは学校教育法だけに縛られなかつた
らいいのです。だからほとんどやりな
さいと言つて、ここに私あげますとこ
ういふものが約三十ほどありますけれ
ども、せつかく私ども文部委員会ある
いは文部當局において学校教育とい
うものを厳密に考へて行こうとするの
に、それ大学校だ、それ専門学校だ
といふものをほとんど勝手ばらばらに各
省で作つてやられるといふことは、日
本の教育振興の上から見てもおもしろ

くないと思う。このことに対して文部当局としては一体将来これをこのままにほうっておくつもりなのか。これについては中央教育審議会もあるのだし、その他各般の有識者の意見、あるいは当文部委員会等のわれわれの意見をも聞いて、早急に検討する用意があるのかないのか承りたい。

○稲田政府委員 数年前文部省といたしましては根本的にこの点を検討いたしました各省と折衝いたしました結果、商船大学、水産大学、電波大学、商船高等学校、電波高等学校等を各省から文部省所管に移した次第でございます。その際の方針といたしまして、先ほど申し上げましたように、他省所管において身分を有する者の再教育であるとか、他省所管関係の事業と非常に密接な再教育施設であって、学校類似の施設は他省に残すことにいたしましたのであります。なお記憶いたしますところでは、例外といたしまして目下研究中である第二水産講習所、これは依然農林省に経過的に置いております。今後といえどもこういうような方針でありまして、先ほどお答えいたしましたように、一般から募集し、一般社会に送り出すような教育施設は、これは文部省所管にとめることに今後といえども努力し、他省と折衝いたしたい、こう考えております。

○野原(鶴)委員 この問題については数年前になされたとして申しておりますけれども、私が一、二指摘した通り、あなたの答弁にも現れておる通りに、なお問題がたつきません。ほうっておけばおもしろいもので、おもしろいのか、遺憾と申しまするか、各省というものはなわ張り根性を

出してどんどんやる。たとえば保育所というものは厚生省の所管、幼稚園は文部省の所管、なるほど保育というところになると予算の関係もあって厚生省がやるかもしれないけれども、事実上は幼児教育なんです。それをやはりやっておる。そうならば同じ政府の機関でありながら、一体こういう点について——一つの集团的な、児童生徒を集めて教養育てるといふこの教育の場というものは、これはせつかく学校教育法がある限りは、厳密な意味においてやはり学校でなすべきではないか。こういう点についての根本的な検討を、一先早急にやって、このような事態の混乱が起らないようにいたしてもいい。そして第二の国立学校設置法に関する質問でございますが、この前の文部委員会で辻原委員それから竹尾委員から昨年末の学芸大学の問題で質問がございました。これに対して局長から御答弁があったのでありますけれども、私は遺憾ながらあの御答弁には満足することができないのであります。そこで念のために昨年末この衆議院の文部委員会が上げました決議を、これは短こうございしますから読み上げてお尋ねをいたします。「義務教育教員の需給関係、教授力の現況にかんがみ、政府は学芸大学、学芸学部、教育学部等の国立教員養成機関の拡充、運営について、十分各地方の歴史、沿革等の特殊事情を勘案することとし、苟くも各都道府県後期課程一ヶ所というが如き劃一主義の現状に拘わらず、各地の実状に即するよう措置すべきである。」と書いてある。これが満場一致なのである。これは自由党から社会党まで

すべて一人の反対もなしに十二月七日の文部委員会がこれを決定して、そうして私も文部当局に要望した。こういうことが一体どういうわけで、学芸大学に関しては今回のこの国立学校設置法の中に一つも盛り込まなかったのか、もう一ぺん御答弁いただきたいと思ひます。文部当局はこの決議を一体どこまで真剣にお考えになられたのか。真剣に考えましたけれどもできませんでしたというならば、もう少し具体的に誠意のある、あなた方が考えておること、考えてなければならぬので、率直に御答弁いただきたいならばいいのであります。一つお願いしたい。

○稲田政府委員 この決議につきましては、今日の旧文部委員会におきまして政務次官からお答え申しましたように、文部当局としては決議の御趣旨を十分尊重して善処するというところでございまして、われわれといたしましてはその後種々考究もし、調査もして参つたわけであります。第一これらにつきまして、おおよそどの程度中央的に予算が必要であるかという点につきましまして、学芸学部の施設の基準等を適用いたしまして、現在の施設に加えてどの程度の施設の充実が要するか、また学芸学部基準に照らし合せて、どの程度の教授力を整備する必要があるか。従つて経費として、また定員的にもどのくらいな費用が要するかという点を即座に研究し始めて、一応の調査の結果は得たわけであります。しかしその費用等が関連する学部全体といひまして非常に膨大でありますので、今回の予算編成にも盛り込むことができなかった点と、この問題はなお

地方におきましても、相当地方の間に於いて意見の対立もございします。またこれを大学のことにしたいとする場合には、大学の教授会の完全な同意と協力を得る必要等がございします。それらにつきましては大学の意見を聞き、またわれわれといたしましては地方の意見が一つに帰着することを念願しつつ今日に至っておりますけれども、今日御審議の予算にこの点について盛り込むことを得なかつたことは遺憾に存じております。

○野原(鶴)委員 意見の対立があるところもあると私も聞いております。ところが意見の対立のない府県もある。これはその府県がもうすべて了解しておるところもあるということも聞いておる。そうなると思ひの対立のない、しかも該府県の教員の需給関係から見て、あるいはその歴史的沿革の上から見て、そのことがその府県における教育政策の上からも都合がいい、あらゆる面で都合がいいんだ、こういう陳情をあなたのとこに關係者が誠意を持ってなされておると私は承わっておりますが、そういうところまで除外をされたというのはどういうわけでありませうか。

○稲田政府委員 そういう御意見につきましては、ただ今日まで私どもといたしましては、やはりこの決議がなされた前後に起つて参りました各地の問題というものは、やはり一連の性質を有するものであると考えております。従ひましてこの一部を実施するにいたしまして、われわれとしては全体を見通してかからなければならぬ責任を有しておると存する次第であります。

す。そういう意味で私どもといたしましては、なお結論を得ておらないわけでありませう。

○野原(鶴)委員 全体についての見通しが立つまではあなたは着手ならぬ、そういうことですか。これは大へんな問題なんです。

○稲田政府委員 将来のことを申したのではなくて、なぜこの予算に盛り込まなかったかという点について申し上げた次第であります。

○野原(鶴)委員 私はただいまの答弁を承わつてまことに憤慨にたえないわけですが、私も衆議院の文部委員会がこういう決議を上げておる。しかも漸次一致上げておる。この上つたときから前からは知りませんが、もう局長は、あるいは文部当局はせせら笑つておるのじゃないか。上げるなら勝手に上げなさい、そういうことはできませんよ。そういうようなお考えであるとしたらばこれは大へんな問題です。一体どうなんですか。あなたの今の答弁を聞いておると、意見の対立があるといふところに重点があつた。竹尾委員、辻原委員のこの前の質問に対してもやはり問題があると思つた。竹尾委員、辻原委員のこの前の質問に對しては、予算というものは、一つや二つの大学を初めから校舎を建てる必要はないのですから——校舎はもう現実にあるのだ、鉄筋コンクリートのりつぱな、大学にあつてふさわしい敷地や校舎まである。だからして予算というものは、その人件費とかその他いろいろ考えれば、その該府県は協力をするのによぶさかでないといふ言つておる。だから予算の面でやろうと思へば、こういうことは何でもないことだ。頭からこういうことをもうやら

信教育だつて四百名採るところを一月にわずか十名か十五名だ。そういうところに膨大な予算を使つて、そうして新しく建て直そうなどということが私はどうも承服できません。もう一度答弁して下さい。

○武田政府委員 過去のいきさつを十分存じませんが、われわれは、海難事故の防止あるいは船舶の運航能率の増進という見地から、既成船員の再教育をしたいという誠心誠意の考え方からこういう措置をとつたわけでござります。

○竹尾委員 そういうあなたのおっしゃる大目的を貫徹させるのであれば、商船大学と一体となつてやらなければできないですよ。過去のいきさつは御存じないとおっしゃるかもしれぬけれども、そういう過去のいきさつを御存じなくて現在の結論は出さずがないのだ。それはそんなことを言うてもだめだよ。ですから過去のいきさつを十分考えられて、まだおそくないですか、こういうことをやらずに、一つ善処していただきたい。もしあなた方がどうしてもやるというなら、私は、ここに政務次官がおられるから、民主党との話し合ひでこんなものは削つてしまふよ。実際のところどうですか。

○予算の問題だから運輸大臣を呼ばなければだめだよ」と呼ぶ者あり

○佐藤委員長 この問題につきまして運輸大臣を呼びまして、あらためて審議を続行します。

○辻原委員 ただいまいろいろ経過を御承知ないというお話でもありますが、それから問題をも十分に調べておらなかった点もあるかと思ひますが、御

答弁は一つ基礎に基いて誤まりのないようにしていただきたい。先ほどからのお答えの中にも誤まつたというところがありまふけれども、ちよいちよいそういう点がありまふから、十分的確にお調べ願つて、正しい資料を当委員会にもお出し願ひたい。その上に立つてわれわれは判断したいと思つておりますから、それをお願いしておきます。

○佐藤委員長 次に学校教育に関する件その他四件について本政務次官並びに政府当局に質疑を行います。

なおこの際、文部当局より紫雲丸沈没事件について発言を求められております。これを許します。財務課長天城勲君。

○天城説明員 私おととい大臣の命を受けまして、紫雲丸の遭難状況の調査のために現場に出張を命ぜられまして、もう一人の事務官と二人で参りましたが、今朝帰つて参りましたので、とりあえず現地の状況を御報告いたしたいと思ひます。

遭難の事情その他につきましては、新聞紙その他で報道されておりますし、また私たちの参りました目的も、事故そのものを全般的に調査するわけでもございませんで、今度の事件に不幸にして小中学校の修学旅行団が被害者として多数入つておるといふ立場から、そちらの面の調査に参つたわけでございませんで、従ひまして、他の点は時間の関係から省略させていただきます。学校の生徒たちの遭難状況について御報告申し上げたいと存じます。

今度の紫雲丸に乗船いたしましたおりました修学旅行団は、高知県、愛媛県、

広島県、島根県の四県の小、中学校の子弟で、合計三百四十七名でございませんで、きのうの正午までの状況では百九名の死者ないし行方不明になつております。その後遺者がほとんど上つておりました。なおただいま入つた電報では、十五、六名が行方不明で、あとは遺体の上つてきております。私十一日の夜着いたものでありますけれども、とりあえず関係のところをいろいろ調査してみましたが、やはり中心は子供たちの場所、四校の児童の遭難先並びにその関係者のところを一々回つて、大臣から申し伝えられました弔意を表しつつ事情を聴取したのでありますが、當時はまだ非常な混乱状態でありまして、かつ、ちよいとそれより若干前に父兄が郷里からかけつけたので、各旅館とも混乱いたしておりました。先生方や関係者に、冷静にその当時の事情を伺つたり、あるいは修学旅行という立場から今度の遭難事件に対する御意見を伺う状態にはまだ至つておりませんでしたので、このことは少し時間を置いて冷静になつてから伺おうと思つて、もう一人の事務官が残つて、現在修学旅行の面からいろいろの調査を進めております。当時私の会つた先生の中には、もう絶対に子供を再び連れへはよこしませんというふうな非常な興奮した状態でありまして、自分の娘さんをなくされた校長先生もおつたり何かしたような状況で、詳しい状況を聴取する段階ではございませんでした。ただ地元の香川県及び高知市、高松市が非常に手早くいろいろの処置をとつて下さつておりました。それから、最初病院にもかなり入つたようでありまふが、私昨日の昼出てくる

は、子供がまだ二十二、三名残つておりました。院長さんのお話では、診断の結果重傷あるいは重患というような子供はおられないということで、そういう状態は見受けられませんでした。けが、骨折等が若干ありますが、あとは一時のショックと、それから一時の高熱のあとを静養しておるような状態でありました。学校の方においては、生存の児童はほとんど学校に帰つておりますし、あとの遺体の方も、それぞれ納棺したまま故郷に向つて運ばれておるような状態でありまふ。とりあえず概況の報告を申し上げたわけであります。

○佐藤委員長 大西正道清。

○大西委員 私は、今回の紫雲丸の遭難の問題につきまして、一般の問題についてはもうここではお伺ひいたしました。今報告のありました学童の問題のみに限つて若干お伺ひいたします。まずお伺ひしたいのは、今の報告によりますと、学童が三百四十七名中百九名遭難したということですが、一般の乗船された方の遭難と学童の遭難との比率がどのようになつてゐるか、ちよつと御説明いただきたいと思います。

○天城説明員 一般の乗船者の数は、これは新聞等で報告されておりますが、乗船名簿がないために正確な数字が管理局に伺つてもわかりませんで、あるいは動くのじやないかと思ふのです。従ひまして私が出てくる時に聞いた数では、乗つていた人が九百八十五名という数字をいただきたのでございませんで、その中で死者が百二十九、行方不明が約八十という数字がございませんで、二百ちよつ

とくらしいじやないかと思ひます。そのうち子供が三百七十四のうちの百九でございませんで、児童生徒の遭難の方が率からいくと多いと思ひます。

○大西委員 学童の遭難の率が多いということはわれわれとしては非常に重大に考えなければならぬと思ひます。この乗つておつた学童ですが、高知、広島、愛媛その他、四県と言われましたが、一体その小、中学校の生徒は中学校が何人で小学校が何名ですか。

○天城説明員 高知市の南海中学校だけが中学校でございまして、中学の三年生ですが、生徒が百十七名、引率教員が四名の百二十一名、あとは愛媛も広島も島根も全部小学校の六年生でございませんで。

○大西委員 船が沈没してからいろいろの救援作業が行われたと思ふのですが、文部省としては、早々の間ではあるけれども、特に子供達に対して何か特別な救援の措置を講じられたかどうかということについては御調査になりませんでしたか。

○天城説明員 これは先ほどもちよつと申したのでございませんで、国鉄の方で対策本部が設けられ、それから香川県の方では災害救助法が発動になつて遭難者の救助に當つておりますが、ここに子供の遭難者が多いということで、香川県の教育委員会、高松市の教育委員会が子供のただけに特別な班を作りまして、捜査から収容、それから父兄との連絡などをその中で特に手厚くやつてゐる状況を一応伺ひましたし、見て参りました。それから小さなことでございませんで、海につかつたということ、これは子供だけではありませんが、氣を使つて甘味類

を配るとか、キャラメルを配給するとかいうことをやって非常に喜ばれておったような状況でございますが、特に教育委員会が子供たちのことに尽力してくれている状況でございます。

○大西委員 文部省としては救難の場合の措置は、もちろん事前に何らかの準備がなければならなかったと思うのでありますが、今の報告のように事後において地元のPTAとか、そのほかが自発的にやっているほか、文部省としては教育委員会その他に何か監督をして措置を講じられておりますか。

○緒方政府委員 文部省といたしましては事故が発生しました直後、私の初中局長の名前で岡山と香川の教育委員会に對しまして、修学旅行の児童生徒の遭難者に対しましては、修学旅行について十分尽力してくれるように依頼の電報を發した次第であります。それと同時に本省からも課長と課長補佐二人を派遣した次第でございます。

○大西委員 その点は予算の件う問題であるかもしれませんが、できるだけ一つ手を打っていただきたい、こういうことを私は要望しておきます。

次にお聞きしたいのは、修学旅行のことです。これまでにいろいろな交通事故等がありました。今のお話では学校は中学校が一枚で、あの三枚は小学校であるようであります。修学旅行に對する文部省としての一つの規定と申しますか、基準というものはあるはずだと思ふのでありますが、今回の遭難に際しまして、学校の生徒が連絡船に乗って、どこへ行つておったかは私にはわかりませんけれども、文部省の考えているような修学旅行の基準等を逸脱したものがあつたのじゃないかと思

うのですが、その点どうですか。

○緒方政府委員 文部省といたしましては従来修学旅行に對しまして各県の教育委員会に對して通達をいたしまして、これが計画の樹立あるいは実施につきます。教育的な観点から申しても、また児童生徒の安全を守るといふ建前から申しても、適切に実施されすように指導をいたして参つております。従来もたびたび通達を出したものでございますが、特に昨年度相模湖の事件等いろいろございまして、特に本年の四月に、旅行シーズンに入り

ます前に、相当詳細な通達を教育委員会に出しまして指導、助言をいたしました。ただし、直接にこれを運営し指導していくのは学校の設置者であります都道府県ないし市町村の教育委員会でございます。文部省はこれに對して指導していく立場でございます。で、全国画一的な基準を定めて指導するという建前は従来とっておりません。計画の樹立その他につきましていろいろな心得べき事項を本省は考えまして、相当詳細にわたつて指導いたしたのでございまして、それに基づいて各県の教育委員会あるいは市町村教育委員会等でそれぞれ実情に応じた基準を多くのところでは立てております。

これは各地の実情もございまして、一がいには申されませんが、宿泊旅行の日数の制限あるいは行き先の制限、引率者の制限、あるいはまた参加率のきめ方、何パーセント以上、ほとんど全数に近い者が参加しなければという計画は認めない、こういうようないろいろな基準を立てているところが多いようにございます。このたびの関係の学校につきましては、まだ詳細に申し

上げるまでに至っておりませんけれども、調べましたところによりますと、大体各地で定められた基準の範囲内ではあるように存じております。

○大西委員 もう少しそこを突っ込んでお聞きしたいのです。それでは高知、広島、愛媛等から文部省の通達に基づいて基準の通知が来ていると思ひます。それは文部省といたしましても通達の趣旨に基づいて大体妥当なものだと認めておられるのだからと私は思うのであります。今回の場合、わずかに四校でありますから、どこからどこまで、日程はどうで、またつき添いはどうであるかというふうなことはもう調査ができています。さうだと思ふのです。文部省の認めた妥当だと考える基準に照らして無理のないものであつたかどうか、これはもう調査ができておるだらうと思ひますから一つ御答弁願いたいと思ひます。

○緒方政府委員 ただいま申し上げましたように、文部省が具体的に旅行期間を定める、さうなきめ方はいたしておらぬわけでございまして、各県の定めた基準に照らしていかかかというところに、第一段階としてはなと思ひます。そこで、大体調べました概要を申し上げます。愛媛県の庄内小学校では一泊二日というところでございまして、それがその途中で遭難した。それから広島県の本ノ江南小学校では、二泊三日というところで、これは広島から四国に渡りまして、高松、屋島を経て、そして岡山、倉敷に出て帰ろうとして、そこで遭難をしたということになっております。ちよつと申し落しましたが、愛媛県の庄内小学校では、愛媛から高松に参りまして、そして修学旅行の一つ

として連絡船に乗せて瀬戸内海を見て引き返そう、こういう計画であつたのでございます。それから広島県の松江の川津小学校であります。これは二泊三日でございまして、これは松江から四国に渡りまして、屋島、高松を経て岡山に帰るといふ途中で遭難したというわけでございまして、それから高知県南海中学校は四泊五日という計画であつて、目的地は近畿地方、大阪、京都方面に行つて、帰り道は関西汽船の船に乗つて帰ろう、こういう計画であつたのであります。そこで大体各県がきめております基準の範囲内ではあるように見受けられる次第であります。

○大西委員 私がここでなぜこういうことを言うかと申しますと、大体御推察がつくと思うのですが、今回の不幸事件の原因が、ただ霧が非常に深く、国鉄の責任であるというふうなことのみに外に、たとえば無理な旅行をやらしてゐる、それを文部省も、各県から報告した基準が非常に無理であつたというところも訂正をしない、さうしてなおこういうことが起つたといふことになりまして、その責任が非常に大きく他の方へ影響いたしますから、この点を私は聞いておるのです。それで小学校の二泊三日、中学校の五泊七日という、こういう問題については私はここではない、悪いということには申し上げませんけれども、大体こういうことについては、修学旅行としては文部省も認め、あるいは県の教育委員会等もこの程度なれば学童の心身の状況その他から見て妥当であると認めたものであるというふうな、一般的なあなたの結論は出ますか。

○緒方政府委員 従来各県のきめられた基準を見ますと、小学校では一泊二日ないし三泊三日というふうなことに相なつております。そこで、これが妥当であるかどうかという点につきましては、各地の実情もございまして、都会地といふかの方では一がいには言ひないと思ふのでありますが、なおこれらにつきましては、従来は先ほど申しましたように、指導の方針を、たとえば旅行地の選び方につきましては、さういふに遠隔地を選ぶといふことは避けるように、あるいはまた教育的観点から、行き先地を選ぶべきであつて、行楽地のようなところをい

たずらに選ぶことをしないようにといふことを示してあるわけでございまして、何泊何日というふうな基準を文部省が示しておるわけではございません。しかしながら今後におきましては、私もさらに研究をいたしてみたいと存じます。それからなお高知県の方は、これはお話をもしましたが四泊五日でございまして。

○大西委員 次に補償と申しますか、こういう難を受けた方に対するいろいろな弔慰金と申しますか、そういうものが従来の例によれば出ております。これに對して、新聞で見ますと、遭難した人、おとなに對しては学童に對しては多少額が違ふとか違ふないとか、さういふふうなことが出ておりますが、さういふことについてはどうういふような見解を持っておられますか。

○緒方政府委員 ただいまお尋ねの補償の点につきましては、私もまだよく調べておりませんので、なな今後調べてお答えいたします。

○大西委員 額はわからなくてもあな
たの考えとしては、そういう差別をつ
けるべきかどうかということについて
はどうですか。私は当然こういう問題
はそういう差別をつけるべきでない
と思いますが、いかがですか、あなたの
考えでよろしい。

○緒方政府委員 これは従来の事例等
もございまいし、私まだ全然調べ
ておりませんので、さらに十分調査い
たしました上でお答え申し上げたいと
思います。

○大西委員 そこで伺いたしたのは、
この前相模湖の事件が起りました、
また今回のこの大量の不祥事件であり
ます。そのほかにも交通事故以外に、
学校における理科の実験によって被害
を受けたものとか、いろいろ学校教育
の面におきまして学童の受ける被害と
いうものは非常に多いのです。私はこ
の点は非常に憂慮すべき問題だと思っ
ている。一方で社会保障の問題が非常
に論議されるのに、特別にわれわれお
んなから守られなければならない子供
が、こうして被害があるというような
ことにつきましては、私はこういう学校
教育の面における災害補償に
ついては、特別の立法措置を講じてで
も、十分こういうものを援護する必要
があると思うのでありますが、この点
については、今直ちにこれをどうとい
うことは予算措置その他の問題から言
えないと思いますが、そういう問題に
ついて、文部省としては学童災害補償
法というふうなものを作って、そうし
て一方ではこういう災害を未然に防ぐ
ための努力をやる、一方には、不幸に
してこういうものがあつた場合には、
十分なる援護の手を差し伸べるべきで

あると思うのでありますが、そういう
ことについての研究をしてみたいとい
う意向はございせんか。

○緒方政府委員 だいたいお話のよう
な考え方は私は主張は、現に各方面
にもあるようであります、私的確に
申し上げる資料を持ちませんが、一、
二の地方では、県市の段階で、学童
の災害の補償といったような制度を研
究しているようでございます。しかしこ
れは一般の社会保障の問題との関連等
もございまして、ちょっと制度とし
てそれを立てるといふことは、いろい
ろ問題があると思います。いろいろな
意見もございしましたが、それらもよく
聞きまして研究をしたいと思ひます。

○大西委員 おそらくそういう問題に
ついては積極的に研究したいというよ
うな御意向が表明されると思つてお
つたのでありますが、やらないというこ
とになりますと、今回のこういう不祥
事件が起きて、これは文部省として
は、一応の釈明はするけれども、応急
的にも大したことはできないし、恒久
的にもこういうような問題に対しての
十分な措置が考えられておらぬ、こ
ういふことになると思ふのであります。今
あなたの答弁を聞きまして、私は
あまりいろいろな救済の措置について
は一々だめを押しませんでしたけれど
も、お伺いしたところ、一向何もない
ようであります。おそらくこういうこ
とを契機に、恒久的な学童の災害を補
償する、そういうことをこの際一つあ
らためて考えておいていただきたい、
研究をしていただきたい。こういうこ
とを私は考えるのです。そうでなくん
ば、今課長の報告にもあつたように、
父兄はもうかうか子供を遠足や旅行

には出さないといふことを真剣に考え
ております。これは大へんな不安で
す。こういう問題を除去するため
も、私はいささか調査してあるのです
が、一年間に今申しましたような学童
の災害が起る件数から見ても、補償
のやり方にもありますが、それに要す
る経費がそう多くなくとも十分父兄を
安心させることができると思ふ。それ
をあなたは簡単に、そういう問題につ
いては各県でやつておるが、まだ研究
の気持はないといふようなことになし
に、一つ積極的に考えてやつて下さ
い、お願いしておきます。

私はこの質問を終るに際しまして、
百何名かの多くのなくなった学童の方
方に対して、ほんとうに心から哀悼の
意を表したいと思ふのであります。い
ろいろな面から打つべき手は残されて
おると思ひますから、そういう意味で
どうぞ一つ手を打っていただきたいと
思ひます。

私は別な質問がありますが、これは
これで一応終らしていただきます。

○佐藤委員長 河野正君。

○河野(正)委員 質問いたします内容
につきましては大西委員から
質問がございましたので、私は重複し
ない範囲におきまして若干質問をいた
したいと思ひます。

今度の紫雲丸事件はまことに不幸な
事件でございまして、私も全く敬弔
の念を深くするのでございまして、先
ほど御報告がありました数字を見て参
りまして、一般の乗船人に対します
る死亡者あるいは行方不明者というも
のは大体二〇%程度でございすけれ
ども、学童の被害は非常に大きな比率
を示して参つております。私どもが拜

聞いたしますところの事例におきまし
ても、一番大きな犠牲をこうむりまし
たある小学校では、六十六名乗船いた
しまして行方不明になった者あるいは
死亡した者、そういった者が三十
二名に及んでおると聞いております。

そういったまゝとすると、その被害率とい
うのは大体五〇%という高い率を示し
て参るわけでございますが、一般乗客
の被害に対しまして学童が非常に大き
な被害をこうむつた。ことにこうい
つた被害が、遭難が夜間あるいは冬とい
うような悪天候の状態の中で起つた
しますならば、おそらく学童は全滅の
被害をこうむつたのでなからうかとい
うような考えも持つわけでございます

が、今度の遭難におきまして学童がこ
のように非常に大きな被害をこうむ
りました原因が一体どこにあるのか、そ
れにつきまして当局はどういうふう
にお考えになっておるか、その一点をま
ず伺つておきたいと思ひます。

○天城説明員 私もその点非常に不審
に思ひまして、不審と申しますか何か
特別の事情があるかと思つて関係者に
いろいろ伺つたのでありますけれど
も、非常に断片的で総合的な判断とい
うわけには参りませんが、宇高丸と衝
突をして、紫雲丸から宇高丸に飛び移
った人もかなりあるような話を聞きま
した。そのときに紫雲丸の方が高いの
で、まあ飛びおろすという状態が多か
つたと思ひますけれども、それは小さ
い子にはできないし、また中学校でも
女の子にはほとんどそれができなかった
たといふことも聞いております。それ
から、全体として学童の中でも女の子
の罹災率が非常に高いのでございす
が、これはまだ詳細にわかりませんけ

れども、何と申しますか船室の方に女
の子たちがおとなしく入つていたため
に、船が短時間に沈んだので船体の中
に入つたままなくなつたというよう
なことがあるいは今言つたような十
分な操作ができなかつたとか、また病
院におる子も女の子が非常に多いので
ありますけれども、女の子がショック
の受け方が強いといふことを医者も言
つておりました、二十二、三名の児童
のうち男の子は一人か二人で、あとは
全部女の子といふ状態でありました。
これは断片的なことではあります、
これらを総合的に判断したらどうい
うことになるか、まだ結論的には申し上
げられませんが……

○河野(正)委員 このたび不祥事件が
起りました学童が非常に大きな不幸を
こうむつたわけでありまして、その犠
牲を単に犠牲として終らしめることの
ないためには、まず今後そういう不
祥事態が起らないために、私はやは
りその原因がどうして起つたかとい
ふことをすみやかに結論づけられるこ
とが必要ではなからうかと考えます。

それから第二点の質問といたしまし
て私が考えますことは、過ぐる相模湖
の事件がございまして、その後文部省
から各都道府県教育委員会に対しまし
て、一応修学旅行を改善するようにと
いうふうな趣旨の通達が行われてお
るというところでございまして、単にこ
のような平面的な、機械的な通達を行
つておけばそれで責任が回避されるの
だといふふうな考え方に立つて今日ま
でやつて参つたために、今度のような
最も不幸な事態が起つた、かように言
ひましても過言ではなからうかと私は
考えております。そういった立場で私

は御質問するわけでございますが、今まで当局は、たびたび交通事故その他の事故が起つた場合に、その直接責任というものは各都道府県の教育委員会にあるのだというふうな考え方をとられるから、こういった事件がたびたび繰り返されておるのはなからうかというふうな一つの大きな危惧を持っておるのでございますが、それに対して当局はどのような考えを持っておられるか御質問申し上げます。

○緒方政府委員 私ども一片の通達を出して、それで事終れりという考え方は絶対にありません。従来におきましても通達も出し、あるいは事務的な話でございすけれども教育委員会の部課長会議あるいは教育長会議等におきまして、特に昨年の相模湖事件にかんがみまして十分に指導を強化してもらうように話し合いをしております。

○河野(正)委員 ただいま責任を感じるといふようなお話でございましたが、過ぐる相模湖の事件もございましたし、引き続きまして今度の事件も起つた、ケースから申し上げますと、今日国会で問題になっておりますところの洞爺丸事件に引き続いて今回の紫雲丸事件ということで、政治的な責任が非常に追及されておるわけでありまして、私は当局におきましてもそういう

た責任が存在するものとかように確信したものであります。この点に對してどの程度の責任を感じておられるのかお尋ねいたします。

○緒方政府委員 今後とも、先ほど来お話がありましたような修学旅行の基準等につきまして研究いたしまして、さらに指導を強化していきたい、かように考えております。

○河野(正)委員 ただいまの答弁につきまして、私は第二点の質問として御指摘申しましたように、事故が起つた後においては単なる一片の通達で事足りるというお考えがあるの、引き続き次々とあらゆる事件が起つて参つた、かように私は考えておるのであります。そういう立場から申し上げますと、ただいまの答弁では今後ともそういう指導を強化いたしまし、すといふようなことでございすので、そういう責任といふものは、今日まで行われて参りました責任のとり方と全く同一でございまして、そのような責任のとり方をやるから次々と不祥事件が續発いたして参る、かように確信しておりますので、今日までとられ

たような責任のとり方では事足りない。また今日たぐさんの不幸な子供たちが遭難を受けたわけでございすますが、そういうたぐさんの不幸な犠牲者に対しましては、さらに大きな責任を感じてもらいたいと思ひます。

○緒方政府委員 いたいけな小さい児童、生徒がかような悲惨な事故によりまして多数犠牲になりましたことは、これはまことに悲しむべきことでありまして、私も衷心より遺憾に存じておる次第でございす。私も

たしましては、同じことを繰返すようございすけれども、こういうことを二度と起きぬようにさらに指導の全面につきまして検討いたして参りたいと存じます。ただこれはもう少し詳しく調査いたしませんと、確定的なことはあるいは申し上げられないかもしれませんが、このたびの事故は、そこに乗つておりました修学旅行をやりました学校の側の落ちつたようなものが、果して大きな要素になつておつたかどうかという点は、今私の感じといたしましてはそれほど大きな原因じやなかつたような感じがいたします。たまたまあつた事件が起りました、非常なことでございまして、非

常なことでございまして、非のために多数の生徒が犠牲になつたといふことではなからうかと存じております。これはあの事故の原因等につきましても調査中ではございすし、それから、調査の完了を待ちませんと確定的なことを申し上げかねるかもしれせんけれども、さらに私も調査もいたしたいと思ひます。私も

○河野(正)委員 ただいまの答弁につきまして、私は第二点の質問として御指摘申しましたように、事故が起つた後においては単なる一片の通達で事足りるというお考えがあるの、引き続き次々とあらゆる事件が起つて参つた、かように私は考えておるのであります。そういう立場から申し上げますと、ただいまの答弁では今後ともそういう指導を強化いたしまし、すといふようなことでございすので、そういう責任といふものは、今日まで行われて参りました責任のとり方と全く同一でございまして、そのような責任のとり方をやるから次々と不祥事件が續発いたして参る、かように確信しておりますので、今日までとられ

たような責任のとり方では事足りない。また今日たぐさんの不幸な子供たちが遭難を受けたわけでございすますが、そういうたぐさんの不幸な犠牲者に対しましては、さらに大きな責任を感じてもらいたいと思ひます。

○河野(正)委員 ただいまの答弁につきまして、私は第二点の質問として御指摘申しましたように、事故が起つた後においては単なる一片の通達で事足りるというお考えがあるの、引き続き次々とあらゆる事件が起つて参つた、かように私は考えておるのであります。そういう立場から申し上げますと、ただいまの答弁では今後ともそういう指導を強化いたしまし、すといふようなことでございすので、そういう責任といふものは、今日まで行われて参りました責任のとり方と全く同一でございまして、そのような責任のとり方をやるから次々と不祥事件が續発いたして参る、かように確信しておりますので、今日までとられ

たような責任のとり方では事足りない。また今日たぐさんの不幸な子供たちが遭難を受けたわけでございすますが、そういうたぐさんの不幸な犠牲者に対しましては、さらに大きな責任を感じてもらいたいと思ひます。

○緒方政府委員 いたいけな小さい児童、生徒がかような悲惨な事故によりまして多数犠牲になりましたことは、これはまことに悲しむべきことでありまして、私も衷心より遺憾に存じておる次第でございす。私も

たしましては、同じことを繰返すようございすけれども、こういうことを二度と起きぬようにさらに指導の全面につきまして検討いたして参りたいと存じます。ただこれはもう少し詳しく調査いたしませんと、確定的なことはあるいは申し上げられないかもしれませんが、このたびの事故は、そこに乗つておりました修学旅行をやりました学校の側の落ちつたようなものが、果して大きな要素になつておつたかどうかという点は、今私の感じといたしましてはそれほど大きな原因じやなかつたような感じがいたします。たまたまあつた事件が起りました、非常なことでございまして、非

○永山委員 文部大臣は直接代理官をおつかわしになつただけでなしに、弔意を表されるものでございまして、あるいは何か弔電またはお供え物、こういったような関係は――国鉄当局もお供えはいたしておるのでございす、かような点をどういうふうに……

○緒方政府委員 これは申し落しましたけれども、係官を急派いたしますと同時に、また現場におきましては遺体安置所におきまして花輪等をお供えいたしまして、弔意を表した次第であります。

○永山委員 文部大臣の弔電は打つてございすか。

○緒方政府委員 これは先ほど御報告申し上げましたように、すでに故郷に歸つておりました、これから各学校におきまして合同慰霊祭等も行われることになつておるやうに伺ひます。さうな際におきまして、文部省として、大臣といふとされましても、弔意その他手厚い処置をとりたいと存じております。

○永山委員 文部大臣はただいまのところでは直接個々には現地に於いて弔意を表するためお供えであるとか、あるいは個々に御弔意の電文等は送つてない、ただ今後各学校等で合同葬の際に花輪もしくは弔意を贈るという程度でありますか。

○緒方政府委員 現地におきまします遺体安置所に対しましては花輪をお供えいたしました。

○永山委員 遺体安置所だけでありまして、個々には特別にまだおやりになつてないといふことでございすか。

○緒方政府委員 個々にはまだその運

びには至っておりません。

○永山委員 私はその点は非常に遺憾だと思つてございまして、とりあえずでも個々の犠牲者に対して大臣の弔意の表徴があるべきであると考えますので、今からでもおそくはございませんで、これに対して御考慮を願いたいと考えておるものでございませう。同時に広島県の児童もまことに残念に存じておるのでございませうが、先刻の御報告には広島県の方の教育委員会に何かの御指示でございしたか、ちよつとお言葉がなかったやうであります。

○緒方政府委員 先ほど御報告申し上げましたのは、現地の関係の岡山、香川県の教育委員会に対して、その措置につきまして指示をいたしたわけでございませうが、広島県に対しては今後合同葬の予定等につきまして御報告してもらつた場合には連絡いたしてあります。その当時といたしましては現場におきます処置としての依頼並びに指示をいたしたわけでありませう。

○永山委員 各学校の教育委員会並びに県の委員会等に対しても、まことに重大なる不祥事件でございませうので、文部当局としては、弔意を表せられると同時に、これに対して万全の措置をとるやうに文部省当局から御指示をされるやうな御注意があつてほしいと考えるのでございませうが、直ちにでもこの点を特に御考慮願いたいと存じます。

○緒方政府委員 ただいまの御趣旨に對しまして十分連絡をいたしたいと考えております。

○永山委員 かように申し上げませう

とは、文部当局が運輸その他の関係当局以上に重大なる地位を持つておりまゝするから、特に他の省以上に関心を持つていられるやうなことでなくては、教育行政にあつては、この態度として適當でない、こう考えて申し上げた次第でございませうが、さらに先刻も触れられておりましたが、学童の方が被害率が多いという点に對しまして、ある新聞では衝突のときに逆に船へ舞いもどつて入り込んだというやうなことがいわれておる。これは生存者の言葉でございませうが、こういったやうな原因等もよく御調査をされねばならぬと思つてございませうが、これらの点は現地ではどういふやうなことをやつておつたやうでございませうか。

○天城説明員 どういふ事態であつて、指導法が全体としてよかつたか悪かつたかというやうな判断には、まだ少し調査を続けなければならぬと思つて、もう一人残つておりますが、私もそういう話は現地で聞きました。荷物をとり部屋へ戻つたのがいた、先生がそれをとめたけれども行つたのもいたという話も聞きました。

○永山委員 そこで、各校の修学旅行に對しまして、非常事態に對する指導方針が確立いたしてないやうなところが、こういうやうな急場の場合において犠牲者を多くするやうなことが強くいわれておるのでございませうから、特にこの原因調査を深くされまして、將來におきまして修学旅行をする場合における非常事態に對する対処の方途に對して十分御指示をされるべきであると考えておるのでございませう。なおこの旅行の際において指導監督に當る先生等の関係者は、大体どのくらいの人

数に對してどのくらい、たとえば遠距離または宿泊という場合における指導監督者はどういふやうな率を適當とするかといふやうな点については、これまで御指示をされたことがございませうか。

○緒方政府委員 先ほど来お答え申し上げましたやうに、文部省といたしましては、そこまでの基準はきめておらないのでございまして、これは各学校の教育委員会におきまして大體の基準をきめておるのが実情のやうに見受けられております。

○永山委員 それでは非常事態における非常措置等に對して万全を期すといふやうな概念的な指導はできておるのでございませうか。

○緒方政府委員 先ほど申しましたこの四月に出しました通達の中にも、不慮のできごとの場合におけるいろいろの処置について十分考慮しておくやうにという項目や、あるいは引率に當る教師の心得というやうなものも相當具體的に示したのでございませう。

○永山委員 この事件を契機としまして、文部当局として犠牲者の冥福を祈る意味におきまして、今後こういふことがないやうに一段の留意をされるべきであると思つてございませうが、なお文部大臣は国鉄当局に對して何か申し入れなりあるいは働きをされたことがございませうか。

○緒方政府委員 私事務的にお答え申し上げますと、事件発生当時直ちに私の方の係官を国鉄に派しまして、連絡その他の点につきまして遺憾なきを期したつもりであります。大臣自身として閣議等になされたことについては、私も伺つておりませんで、ち

よつとお答えを申し上げかねます。

○永山委員 不幸なるこの大事件に對して文部大臣の関心がきつめて薄いやうに世間にとられるやうなことがあつては、われわれ委員会としても申訳ないし、事務当局としても申訳ないと思つてございませう。本日この重大な事件に對して文部当局の御発表をなさる場合においては、大臣は必ずかでもいから出席して、次官がおられるのに、副大臣をあまり軽く見過ごるやうな、かえつてこちらの權威をそこなうやうなあれもあるかもしれませんで、しかしきつめて重大でございまして、この事件で犠牲になりました学童の父兄及び家族は全く悲痛にたえない思いをいたしておるのでございませうので、こういった場合におきましては大直接——事務官の皆さんを軽く言うのではありませんで、次官が行きますとかこの問題に對して文部当局が弔意を表しているやうなことがわかるやうな態勢をとるべきだと思つてございませうが、そういう点が欠けておるのではないかと思つてございませう。全く遺憾にたえないのでございませう。私も當委員会も責任ないとは申しませんで、運輸委員会等本委員会本事件に對しての委員会が開かれたのでございませうが、時期をずれて文部委員会がこの発表を受けるやうなことに對しては、非常に残念に思つておるやうな次第でございませうので、殉難者に對してまた今後の対策にいたしたいと同時に、委員長に申し上げるやうでございませうが、本委員会はこういう形においてこの犠牲者に弔意を表されませうか、その方途は皆さんとどういふやうに御相談になつておるの

でございませうか。

○佐藤委員長 ただいま永山君からいろいろ御注意や御注文がございした。が、ただいま文部大臣は参議院の本院議に出ておられて、あとで出席されるやうなことでございませうが、とりあえず文部大臣の代理として、紫雲丸沈没事件につきましてわざわざ現地へ派遣された天城勲君の話を聞いてくれという事で、こゝちよつと顔を出されておられます。ただいま永山君から御注意がございしたやうに、まことに遺憾な事件でございまして、われわれ文部委員会といたしまして、非常に哀悼の意を表して、ただいま黙禮をさされたわけでありまして、いずれその問題につきましては、理事会などでよく相談して善処いたしたいと思つてございませう。御了承願いたいと思つてございませう。

○寺本政府委員 ただいまこの事件についての文部大臣の立場については、一応委員長からもお話がございした。事件が発生した当日、衆議院の予算総会に質問がなされて、文部大臣のお考えは一応表明してございませうが、きよう参議院の本院議でも質問が出るはずでございまして、ただいまそちらに伺つております。事件が発生いたしましたして大臣は非常に事態を憂慮されまして、先ほど政府委員から申し上げます香川、岡山両県の教育委員会に依頼の電報を差し上げました。また一番現地に近い京都へ出ておりました天城課長に特命を出しまして、現地に急派させましたやうな状況でございませう。なお旅行計画が妥當であつたかどうかという点につきましては、まだ今日までのところ、詳細な事情はわか

ておりませんが、これも大臣は関心を持たれまして調査を命ぜられております。なお天城課長がけき帰ってきまして、私も文部省の責任者として、大臣以下詳細な報告を聞いて検討する余裕はなかったのでございます。当文部委員会がこの問題をお取り上げになるだろうということで、なまのままでございまして、それをお聞き取りいたしたいということ、参議院の本院議から大臣が直接委員長のところへ断わり、参ったような事情でございまして、そこいらの事情をお聞き取りの上、大臣がこの事件については重大な関心を持って善処いたしておる事情を御了承いただきたいと存じます。

○永山委員 大臣並びに委員長が、用意とまた今後の対策について一段の御研究を願うことをお願い申し上げます。私は一応本件に対する質疑を終りたいと思ひます。

○佐藤委員長 野原君。

○野原(覺)委員 時間がありませんから一、二点だけ伺います。この修学旅行について基準を設けていない府県がございまして。

○緒方政府委員 若干あるように存じております。

○野原(覺)委員 その若干の府県名は。

○緒方政府委員 ここに資料を持っておりますが、あとで申し上げたいと思ひます。

○野原(覺)委員 基準を設けることが望ましい。文部省は、基準すら設けていない、ほつたらかした、一週間旅行しよう十日旅行しようとはつたらかしたという教育委員会が若干あるということが今になってわかつたの

ではなからうかと思う。一体今日まで教育委員会に対してどういう指導をやつてきておりますか。

○緒方政府委員 これは先ほども申しましたように、書面の上では通達を出してやつております。こちらの考え方を変えまして適切な指導を学校に対して加えるよう指導いたしております。

○野原(覺)委員 そこでこれは委員長にお願ひをしておきます。委員長から文部当局に対して、次の委員会に次の資料を一つ御提示になるようにお願いしたい。その資料は、各都道府県の修学旅行に関する基準及びその基準を設けた期日、その基準をどうな形式に作られて報告されたものでは私ども了解できませんから、その表を次の委員会に御提出なるよう委員長に要求しておきます。

○佐藤委員長 ただいま野原君より提案がありましたように、児童のたびたの事件がございまして、この際すべてこれを地方の教育委員会の責任にしないで、文部省としても、この際資料を十分検討されてお出し願うことを委員長よりお願いいたします。

次に竹尾式君。

○竹尾委員 簡単に直にお尋ねをいたしたいのであります。この事件は、あなたが局長になられてから、相模湖のような大きな事件ではなかつたけれども、私の県で修学旅行をして汽車の中からびんを投げつけられてけがをしたという事件が起つて、私非常に重大だと思つて、当時の——今もそうであるが、天坊国鉄副総裁にここに來ていただいで大いに質問したことがあつた。そのとき私は文部省にお願ひして十分気をつけるようにということをし

申し上げたと思ひますが、こういうような事件がまた起つてしまつた。旅行してはいかぬということとはちよつと言いかねると思ひますし、また私どもの記憶からみても、ほかの子供のときのことは忘れてしまつたが、旅行のことはやはり覚えてゐる。何かやはり修学旅行はいかぬところがあるので、これを全廃せよということとは実にいかぬと思ひますが、あまりがんでない小学生に二泊とか三泊なんていうようなことはちよつといかぬと思ひます。そこでこれはまず親の身になつて考えなければならぬ。これは大へんです。わが子のこころから、かわいからぬやります。ところが小づかいや何かを調べてみると、五千元から一万円かかる。それでその生活保護法の適用を受けている家庭でも、子供のこころから実に苦勞をしてやるのです。そのときは御承知のように、くつた、カバンだ、魔法びんだ、水筒だとな買わなければならぬ。莫大な費用なんだ。親の身にとっては大へんです。校長先生に私は御同情申し上げると同時に、引率の先生にしても大へんです。一人か二人しかつて行かない。帰るまでは命を預かつているのですから大へんです。それで責任はみな学校にかぶさつてしまふ。文部省や大きなところは、責任をとれといつてもなかなか簡単にとれないかも知れないけれども、そういう点で非常に欠陥があるの、長い旅行は制限したらいと思ひますが、皆さんの御質問もあつたと思ひますが、そういう点で十分御注意を願ひたい。私は年を取つてゐるから、ほんとうのことを言つと、子供など旅行にはやらせたくない。私は休ませるこ

とに賛成だけれども、そういう私の率強付会な、頑迷固陋な考え方はいけなかつた。いかにいかに、とにかく旅行といふば子供はうれしうござります、キャッキヤツと言つて行くのですが、そういう点にやはり何かけがのことがあるので、十分注意されるときは、文部省全体としても、都道府県にまかせず、これは皆さんお尋ねの通りですが、何か基準を作つて、できるだけ効果の多い、そしてあまりひまのかからぬ、あふなくないような旅行をさせるならばさしていただきたい。こういうことは、二、三年前の事件が起つてから常に私の頭にこびりついておる問題でして、その点につきまして、これは意地の悪いお尋ねではありせんから、政務次官、文部当局の副大臣として、当局大臣にかわつて御答弁願ひたい。これ一点だけで。

○寺本政府委員 ごもつともな御意見だと存じます。本年四月に出しました初中局長の都道府県教育委員会、都道府県知事に対する修学旅行に関する通牒に、お話の御趣旨に沿うようなことは、だいたひこまかに、親切に書いてあると考へます。乗りもの安全を期するようには、またいたすに遠くまで出かけるので、修学旅行の実効が上るようなところを手近なところで選ぶという点とか、父兄の負担が過重にならないように、できるだけみんながそろつて行けるような旅行計画にするようにというふうなことを、府県教育委員会では、指導、助言という形で事ここまかに申し入れをしております。ただ、二泊三日とか三泊四日というのは長過ぎるのではないかとお話をございしますが、これは現地の事情もいろ

いろございまして、画一的な基準を設けるのはどうだろうかというところで、そこまでは書いてございせん。なおこまかに各府県の基準を見れば、文部省がこれは長過ぎるじやないかというふうなことで立ち入るとなれば、文部省として指揮、監督といふところまで踏み入ることになりはしないだろうかということで、文部省としては幾分控え目な立場で手を戻しておるつもりでございまして。しかし、今度のような事件が起つて、ただいま天城君からの報告では、学童の犠牲が非常に多かつた原因が断片的に報告がございしましたが、なお旅行計画などの詳細が、今度の事故と関連しまして批判の対象になりまして、やはり文部省がもう少し積極的に具体的にそういう計画には立ち入るべきだといふ皆さんの御意見もございまして、その点も一歩進めて、旅行計画に関する指導、助言を積極的にやりたい、こう考へます。

○竹尾委員 その趣旨を徹底させていたしたい。よろしく願ひします。

○佐藤委員長 並木君。

○並木委員 私は、天城課長の報告がなまだといわれまして質問したいのですが、先生はいかがつたのでしようか。この事件の原因は国鉄にあるといふことはもうはつきりしているのですから、そのことを教育委員会とか学校当局に責めるのは酷であると思ひますが、私は、事件が発生した後先生と児童との関係はどうであつたかということに文部委員として一番関心を寄せているのですが、殉職された先生はおられますか。

○天城説明員 先ほど、修学旅行団として三百四十七名と申し上げましたが、そのうちで引率の先生は二十名でございませう。五名犠牲になられまして、現在まだ一体遺体が上らないというふうなことでございませうが、この五名の先生のうち四名は女の先生でありまして、男の先生が一人でございませう。そのほかに、けがをされて病院に入院中の先生が一人おられます。

○並木委員 明細にどの学校で、どういう名前、年齢は幾つと、それを言つて下さい。

○天城説明員 最初に学校だけ申し上げます。高知には先生の事故はございませう。それから愛媛県の庄内小学校もございませう。広島の本江南の小学校で先生が三名犠牲になられました。内、男一人、女二人でございませう。それから島根の川津小学校で、男一人、女一人の二人。要するに五名でございませう。実は、この表の中で一々出てくるものに、わかつたところをチェックしたものですから、不明なところが残っております。名簿だけはわかつておるのでありますけれども、一々見ないとわからないのであります。先生だけにいつてでございませうか。

○並木委員 とりあえず先生だけ伺います。

○天城説明員 広島では、井上信行という先生と中島ユキエという先生の二人がわかつておられます。これは校長さんから伺つたのですけれども、井上先生は一人船に上られたのですけれども、子供を探してまた海に入つて行かれました。この先生は海の育ち、島育ちで、泳ぎが非常に上手な先生なんだがと言つて、校長さんは非常に嘆いておられました。あとは、名前はあつたのでございませうけれども、はつきりいたしません。いずれこれはあとからも情報が入りますから逐一申し上げますが、今わかつておられるのは、はつきりしているのはそれだけでございませう。

○並木委員 それから、今も竹尾委員から提案があり、ほかの方々からもお話をあつたのですが、今後の対策が非常に重要になつて参りました。そこで私は、こんなふうに分類して考えたらどうかと思つたのです。長泊りをする旅行で、今竹尾さんからお話がありましたが、その点が一つと、それから小学校と中学校とを分けて、中学校の場合には海上旅行もいけれども、小学校の場合には見合せというふうな指導方針が立たないものかどうか。それから同じ中学の場合でも、女子と男子に分けるとか、そういうことについては今まで文部省として全然指導してありませんでしたか。もししてないとしたら、今後この事件にかんがみて、さしあたりでも海上の旅行を見合せるようにするというのを考えておられるかどうか。

○緒方政府委員 従来の指導といたしましては、先ほど政務次官からもお答えがございましたように、第一の期間の点につきましては、日程について無理のないように、経済負担等も考えまして、無理のないようにして下さいという程度の指導でございませう。それから各県の基準の作り方を見ますと、ただいまのお話のように小、中学校を区別して作つておられます。ただ男女の区別は大体見られないようでございませう。それから交通機関につきましては、安全についての指導はいたしておりますけれども、特別に船に乗ることについて、船に乗らないようにといったような指導はたゞいまいたしてありません。これは先ほど申し上げましたように、愛媛県の庄内小学校では連絡船に乗せようというのがあることであつたやうでございませう。これはもう少し調べませんが、宇野から引き返すというのですから、おそらくそういうことだつたらうと思つたのです。安全な連絡船に乗せようというのでありますから、おそらく計画といたしましては、そう無理な計画じゃないと考へたことだらうと思つた。それで船についての指導については、今後一つ十分研究してみたいと思つた。

○天城説明員 最初に学校だけ申し上げました。高知には先生の事故はございませう。それから愛媛県の庄内小学校もございませう。広島の本江南の小学校で先生が三名犠牲になられました。内、男一人、女二人でございませう。それから島根の川津小学校で、男一人、女一人の二人。要するに五名でございませう。実は、この表の中で一々出てくるものに、わかつたところをチェックしたものですから、不明なところが残っております。名簿だけはわかつておるのでありますけれども、一々見ないとわからないのであります。先生だけにいつてでございませうか。

○並木委員 それで私は今後の参考にする必要がありませうから、天城課長にお尋ねしておきますが、学校別、男女別に数字をゆつくり読み上げてくれませんか。

○天城説明員 それでは学校別の数字を最初に申し上げます。高知県の高知市の南海中学校、生徒百十七名、教員四名、計百二十一名、それから二番目に愛媛県の庄内小学校、児童七十七名、教員四名、父兄二名、計八十三名、広島県本江南小学校、児童九十七名、教員七名、計百四十四名、島根県松江の川津小学校、児童五十八名、教員五名、父兄三名、計六十六名でございませう。これは五月十二日の午後零時現在のものであります。その後のものもありまして、整理が十分なので、これで申し上げます。高知の中学校で生徒の死者十九名、行方不明九名でございませう。それから愛媛の庄内小学校で児童の死者十九名、行方不明十一名、父兄の行

方不明一名でございませう。それから広島の本江南小学校においては、児童の死者十二名、行方不明十名、教員の死者二名、行方不明一名、松江の川津小学校の児童の死者が十三名、行方不明八名、教員の行方不明が二名、父兄の死亡者が一名、合計しますと死者が当時六十六名で行方不明四十三名となつておりましたが、先ほどの電報で遺体が上つたのがさらに十数名となつております。

○並木委員 男女別に。

○天城説明員 南海中学でその後に二十という数字が出ております。これは女子であります。庄内小学校で二十三という女子の二十、男子の三。広島の本江南小学校、これは十六名、うち女子十五名、男子一名。川津小学校十七という数字で男子五名、女子十二名でございませう。

○竹尾委員 簡単に一間だけ。ただいま男と女を別にしたらどうか、こういう御意見でしたが、これは私はやはりごもつともな点があると思うのです。小学校、中学校は一緒でも大体間違いないかもしれないのですが、一番間違いないのは高等学校。大学になると物心がついておるから間違いはあまり起らないと思つた。なぜそういうことを申し上げるかというと、この間小松川高校の生徒が須で遭難した。あのときは校長さんがとめたのださうだけれども、どうしても山登りがしたいというやうなことで出かけて行つた。あの十七人が一晩どこか行方不明になつたのです。ところがあの中には女の子が七、八名いたという話です。一晩おそく……。そんなばかなことはないはずなんだが、親としては

大へんなことです。そして一緒に帰つて来たらしいのです。こういう問題が起りますから、やはり指導助言をされる場合には、其の高等学校で一緒に旅行してはいけないということも問題になるかもしれないが、そういう点も十分一つ御考慮願ひましてお願いしたい。これは御同感であらうと思つた。

○佐藤委員長 この際委員長より天城課長にちよつとお尋ねいたしますが、先生と生徒の關係で、新聞の発表によりますと、井上信行という先生が、子供が沈みかけたときに船室に入つて行つた、驚いてそれを助けに行つてなかつたというお話がありました。現地では船に乗つた場合に先生がどういう指導をしておつたのか、これは文部省に關連がありますので、そういうことについての簡単な調査報告をお願いしたいと思つた。

○天城説明員 私参りまして最初会つたところにはまだ非常に混乱しておりました。父兄がたくさん来ておられました。悲しみ、絶望のような状態でありましたので、先生方に一々その間の詳細な事情をお聞きするには、ちよつと私の氣持として忍びないくらいな状況でありました。簡単な話合ひの中で伺うだけでありましたが、先ほど申しましたやうな状況でございませう。その後のいろいろな処置が進んで参つておりますので、実は今御質問のやうな点、それから旅行計画の詳細等について、もう一人事務官が残つて調査しておりますので、その報告が参つてからでないと、その点一番初めから問題にしておりました点ですが、はつきりいたさない状況でございませう。ただ先生に断片的に

聞いた中で、子供の中で救命胴衣を持
ちないし着て水に入った者がたくさん
いる。これはどの先生がどう指揮され
たか具体的に聞きませんでしたけれど
も、水につかった子供で救命胴衣を持
ったり着たりしている者が相当あった
ということをお救助本部の人から聞きま
した。

○佐藤委員長　なお本件はなかなか重
大な問題でございますので、詳細な報
告を文書をもって当委員会に提出され
たいことをお願いいたします。

なお質疑があると存じますが、大分
時間が経過いたしましたのでこの程
度にいたします。ちょっと速記をと
めて……。

〔速記中止〕

○佐藤委員長　速記を始めて。委員派
遣承認申請に関してお諮りいたしま
す。本委員会といたしまして、国立学
校設置法の一部を改正する法律案に関
連して、神戸商船大学並びに大阪市立
大学の実情を調査するため委員を派遣
いたしたいと存じますので、この旨議
長に承認申請いたしたいと存じま
す。御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○佐藤委員長　御異議なければ、さ
うに決定いたします。

なお、派遣委員の人数、人選、期間
等につきましては、委員長及び理事に
御一任願いたいと存じますが、御異議
ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○佐藤委員長　御異議がなければ、さ
う決定いたします。

次会は公報をもってお知らせするこ
ととし、本日はこれをもって散会いた
します。

午後一時三十三分散会

昭和三十年五月十七日印刷

昭和三十年五月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局